

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和6年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月31日

島根県監査委員	吉野和彦
同	福井竜夫
同	山口和志
同	森脇俊樹

令和6年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項及び意見	対応方針・措置状況
I 総括 2 意見 (1) 指定管理者制度導入施設 ア 施設の適正な管理 (該当団体、該当所管課、人事課、管財課) 施設の維持管理業務については、県民が施設を安全に利用できるように、各手順を確実に実施し適正な管理を徹底することを、指定管理者と所管課に対して、昨年の監査意見で述べたところである。 しかしながら、今回行った4団体・8施設の監査においては、4団体・5施設で不適当な管理が行われていた。 所管課においては、仕様書の作成が適当でないものが2件、事業計画書の確認が適当でないものが4件、事業実施の確認が適当でないものが7件であった。 指定管理者においては、事業計画書の作成が適当でないものが2件、事業の実施が適当でないものが2件、事業実施の報告が適当でないものが6件であった。 今回も多くの不適当な管理事案が判明したことは、指定管理者と所管課の双方が、施設の維持管理業務に対する意識と取組を相当程度向上・改善する必要性を示している。 多くの県民が利用する施設の維持管理業務には万全を期す必要があることから、指定管理者制度における全ての維持管理業務において各手順等が適切に行われているかの点検等によって、県民が施設を安全に利用するための適正な管理を徹底されたい。	監査意見を踏まえ、令和7年3月12日付事務連絡により、人事課から外郭団体所管課及び指定管理者制度導入施設所管課を通じて、意見等を共有するとともに、外郭団体への適切な指導監督や、指定管理者制度の適正な運用に努めるよう依頼を行ったところ。 昨年度に引き続き維持管理業務について意見をいただいたことから、所管課および指定管理者においては、仕様書や事業計画書に必要な項目を漏れなく記載し、適切な維持管理業務の実施が徹底されるよう引き続き努めるとともに、設備更新等があった際には、法令等を確認し、必要に応じて仕様書等の内容を見直すこととする。 また、毎年度実施される指定管理業務評価において、指定管理者が実施した前年度の業務について、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査などを行い、状況を把握していることから、指定管理業務評価を通じて施設の適正な管理が行われるよう引き続き取り組みんでいく。

Ⅱ 個別 1 (公財) しまね女性センター (所管課：女性活躍推進課) (1) 団体 【意見】 ① 施設の利用促進 情報ライブラリーによる啓発・広報活動、学習研修機会の提供、交流イベント等の開催や、イベント時の駐車場の確保等により、施設の利用促進に引き続き努められたい。	島根県男女共同参画推進月間を始めとした県の啓発期間に併せ、講演会や関係団体に活動成果の発表・交流の場を提供するイベント等を実施している。 また、情報ライブラリーの映像資料（DVD）を利用して毎月ホールにおいて映画上映会を開催するなど図書の利用促進にも努めている。 駐車場の確保については、近隣の旧ショッピングセンター跡地の借用や県機関駐車場の休日開放、コインパーキングについて地図により周知するなど利用者の利便性向上に努めている。
(2) 所管課 【意見】 ① 施設の利用促進 団体に対する意見で述べたように、施設の利用促進が図られるよう、団体と連携し取り組まれたい。	効果的に施設の利用促進が図られるよう、団体と引き続き連携し取り組んでいく。
2 (公財) ふるさと島根定住財団 (所管課：しまね暮らし推進課、環境生活総務課、雇用政策課) (1) 団体 【意見】 ① 定住政策の促進 人口減少対策として、定住政策は引き続き重要である。これまでの様々な取組の結果を検証し、県、市町村、関係機関と連携して、県内就職・移住希望者等のニーズに応じた効果的な施策を展開し、県内就職者やUターン・Iターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりを通して、引き続き定住政策の推進に取り組まれたい。	コロナ禍を経て、東京圏への人口一極集中が再び拡大する中、島根県の人口移動も転出超過が続く状況にある。 財団としては、事業の結果をアンケート調査等により検証し、効果の大きい情報発信や相談対応といった従来の移住・定住施策にも継続的に取り組みながら、関係人口の拡大に向けた施策等も展開することで、より多くの人に島根県への関心を持ってもらうように働きかけていく。

	併せて、県、市町村、関係機関とも連携しながら、一体的に施策を展開し、時代の変化・トレンドを把握するとともに、地道な取組も進めていくことで、島根県の定住支援の総合窓口としての役割を積極的に果たしていく。
(2) 所管課（しまね暮らし推進課） 【意見】 ① 定住政策の促進 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、Ｕターン・Ｉターンの促進などによる定住政策の一層の推進に引き続き取り組まれない。	これまで、Ｕターン・Ｉターン希望者等に対して、仕事や暮らし等に関する情報提供から、相談や無料職業紹介、産業体験、実際の受け入れと、その後の定着までを各段階に応じてサポートしてきた。 今後も、こうした各段階に応じた支援や、Ｕターン希望者とＩターン希望者、年代や性別など、それぞれの特性に応じた支援を、財団や市町村と連携しながらきめ細かく行い、定住対策の一層の促進に取り組んでいく。
(3) 所管課（環境生活総務課） 【意見】 ① 定住政策の促進 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、社会貢献活動の促進などによる定住政策の一層の推進に引き続き取り組まれたい。	ＮＰＯの支援施策の方向性を示す次期「島根県県民いきいき活動促進基本方針」では、ＮＰＯの担い手の確保に係る施策を重点的に取り組むこととしている。 Ｕターン・Ｉターンのひとつのきっかけとして、ＮＰＯへの入職も考えられることから、具体的な施策として「担い手確保に関する情報交換（マッチング）」や「現役世代の参加促進（働き掛け）」を掲げている。 この取組の一環として、Ｕターン・Ｉターンイベントに参加するなど、財団と連携しながら、県内の社会貢献活動の促進を通じて定住政策推進に取り組む。

(4) 所管課（雇用政策課） 【意見】 ① 定住政策の促進 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、若年者の県内就職の促進などによる定住政策の一層の推進に引き続き取り組まれない。	ジョブカフェしまねにおいて、県内外に進学した学生に対しては、県内企業の情報提供、インターンシップ・仕事体験の仲介、合同企業説明会の開催やキャリア相談など就職活動を支援し、企業に対しては、採用力の向上セミナーなど採用力強化の支援を行ってきた。 今後も、こうした取組を継続していくとともに、学生の県内での就職活動にかかる交通費等への助成を拡充し、学生やその保護者への情報発信の取組を強化するなど、財団と連携しながら若者の県内就職の一層の促進に取り組んでいく。
3 隠岐空港利用促進協議会 （所管課：交通対策課） (1) 団体 【意見】 ① 隠岐空港の利用促進 Web会議普及等の環境変化による利用者の減少が考えられるため、新たな需要創出や利便性の向上による利用者の増加を引き続き図っていく必要がある。 ついでには、観光振興施策等と連携した取組を効果的に展開し、安定的な利用の確保に引き続き努められたい。	滞在型観光等の新たな需要創出を図るとともに、引き続き、観光振興施策や関係機関等と緊密に連携し、利便性の向上や安定的な利用の確保に取り組む。
(2) 所管課 【意見】 ① 隠岐空港の利用促進 団体に対する意見で述べたように、観光振興施策等と連携し、安定的な利用の確保に引き続き努められたい。	今後も引き続き、観光振興課等の関係部局と連携し、安定的な利用が確保されるよう利用促進策等について支援を行っていく。
4 （公財）しまね国際センター （所管課：文化国際課） (1) 団体 【意見】 ① 相談業務の円滑な実施 増加・多様化する外国人住民の相談業務に適切に対応するため、相談員の確保・スキ	相談員の確保については、アドバイザー・コーディネーター役の職員を1名から2名にし、状況に応じて適切に対応できる体制づく

ルアップ、蓄積されたノウハウの継承、関係機関との緊密な連携が重要になっている。 については、所管課と十分に協議・検討され、相談業務の円滑な実施に引き続き努められたい。	りを進めるとともに、外国語対応に当たる相談員の確保・定着を図るため、柔軟な働き方が選択できるようにしている。 スキルアップについては、令和2年度からの弁護士・臨床心理士の定期的な指導を継続するとともに、外部の研修会への積極的な参加を促し、キャリア形成を図っている。また、ノウハウの蓄積・継承についても、相談事例集の作成や相談員ミーティングでの共有、事例検討を通じて強化している。 さらに、関係機関との緊密な連携を図るため、年1回、外国人住民からの相談対応にかかる関係機関との情報交換の場を設けている。 今後も、相談業務の円滑な実施に向け、所管課と協議・検討を進めたい。
(2) 所管課 【意見】 ① 相談業務の円滑な実施に対する支援 団体に対する意見で述べたように、増加・多様化する外国人住民の相談業務に適切に対応するため、団体と十分に協議・検討され、相談業務の円滑な実施に引き続き努められたい。	外国人住民からの相談に対応する相談員には、幅広い能力が求められるとともに、関係機関や地域の支援者等と連携を図りながら、横断的なアドバイスや調整を行うことが求められる。 このため、研修受講や関係機関との連携会議の開催等により、個々のスキルアップに努めるとともに、関係機関との連携強化に向けた取組を進めていく。 なお、令和8年度からは、新たな多文化共生推進拠点施設において、専用相談室を設け、対面相談がしやすい環境を整えることとしている。 今後も、団体と十分に協議・検討を行い、相談業務の円滑な実施に努める。
5 (公財) 島根県スポーツ協会 (所管課：スポーツ振興課) (1) 所管課 【意見】 ① 指定管理施設の老朽化対策 各施設は総じて老朽化が進んでおり、令和12年度に島根県で開催予定の第84回国民スポーツ	県立体育施設については、指定管理者及び関係課と連携し計画修繕しているところであり、今後も利用者が安心・安全に施設が使用

大会や第29回全国障害者スポーツ大会に出場する選手はもとより、一般の利用者にとっても必ずしも十分でない環境の施設が見受けられる。 については、団体及び関係機関と連携して施設の改修等を計画的に進め、各種大会の成功に向けて、引き続き取り組まれない。	できるよう努めていく。 なお、島根かみあり国スポ・全スポの会場となる施設（水泳プール、体育館、サッカー場）については、令和6年度に実施した各中央競技団体の現地視察での指摘事項等を踏まえ、大会運営に必要な改修を行う予定としている。
6 NPO 法人国際交流フラワー21 (所管課：産地支援課) (1) 団体 【意見】 ① 施設の利用促進 島根県産花きを中心とした展示やイベントの開催や山陰・山陽地区へのPR活動などにより、入園者の拡大に引き続き努められたい。	情報誌及び新聞、テレビ等の広報媒体並びにSNSを活用し、季節に応じたイベント、展示等を展開し、関係機関、団体等と連携して山陰圏域や山陽圏域を中心にPRに努め集客増に取り組む。
(2) 所管課 【意見】 ① 施設の利用促進 団体に対する意見で述べたように、入園者の拡大のため、団体と連携して取り組まれない。	入園者の拡大に向けて、団体が実施するPR活動について県の広報媒体を積極的に活用するなど、団体と連携して取り組んでいく。
7 (公社) 島根県林業公社 (所管課：林業課) (1) 団体 【意見】 ① 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行 上記の厳しい現状を重く受け止め、「第5次経営計画」を県及び市町と連携しながら着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組をより一層進められたい。	第5次経営計画の柱である収穫事業を安定的かつ効率的に実施できる体制の構築を目的として、令和2年8月に「公社分収林収穫事業に係る専門班制度」を創設し、令和6年度末において26事業体と「専門班設置協定」を締結している。 また、令和4年度から原木増産と伐採経費の縮減等を目的として17事業体に対し高性能林業機械の貸付けを行うなど、収支改善に向けた取組を実施している。 これにより、安定した事業量の確保と収益性の向上が図られており、第5次経営計画に

	対する事業量及び収益性の実績は、計画を上回る状況にある。 引き続き収支改善に向けて、第5次経営計画に対する進捗管理、事業実施方法の検証及び評価を行っていく。
(2) 所管課 【意見】 ① 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行 団体に対する意見で述べたように、「第5次経営計画」を団体と一体となって着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組をより一層進められたい。 また、団体の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、国土保全など重要な公益的機能を果たしている分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を、他の都道府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。	「第5次経営計画」では、公社経営林の多くが主伐期を迎える中、長伐期非皆伐による主伐事業に取組み、安定的な木材生産と公益的機能の持続的発揮を両立しながら、公社の経営改善を進めることとしている。 公社および県は主伐事業の着実な推進と収益性向上を目指し、収穫事業に習熟した林業事業体の育成、効率的な路網整備、不採算林の処分、分収割合の見直しなどを一体となって進めている。 県では林業公社が安定的に事業を継続できるよう、必要な森林整備関連予算を十分に確保することについて、重点要望等により国に対し要望を行っている。また、今後の国の支援等の対応を注視しながら、必要に応じ、他の都道府県と連携した要望活動も継続する。
14 (公財) 島根県建設技術センター (所管課：土木総務課) (1) 団体 【意見】 ① 市町村に対する支援 技術力が十分でない市町村に対する支援について、県と連携して引き続き行われたい。	市町村に対する公共工事に関わる技術支援について、研修事業や工事受託事業等を通じ県と連携して引き続き行っていく。
(2) 所管課 【意見】 ① 市町村に対する支援 団体に対する意見で述べたように、技術力が十分でない市町村に対する支援について、団体と連携して取り組まれたい。	市町村に対する支援については、団体が実施する研修事業への協力や工事受託事業が円滑に実施できる体制の確保等の支援を通じ団体と連携して引き続き取り組んでいく。